# その他告示

**○消費者庁告示第四号**

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年五月十三日

消費者庁長官　新井ゆたか

**別表**（適格消費者団体名簿）

| 適格消費者団体の名称 | 適格消費者団体の住所 | 差止請求関係業務を行う事務所の所在地 | 認定の有効期間の更新をした日 |
|---|---|---|---|
| 特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海 | 名古屋市東区泉一丁目７番34号荘苑泉３Ｃ | 名古屋市東区泉一丁目７番34号荘苑泉３Ｃ | 令和七年四月十日 |

**○法務省告示第八十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月十三日

法務大臣　鈴木　馨祐

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

**別表第一**

| 改正前 | | | 改正後 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | | 名称 | 所在地 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | アティスインターナショナルアカデミー | 栃木県 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | オーエルジェイランゲージアカデミー（ＯＬＪ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ａｃａｄｅｍｙ） | 東京都 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | 京進ランゲージアカデミー上野校 | 東京都 | |
| 京進ランゲージアカデミーＯＬＪ校 | 東京都 | | ［項を削る。］ | | |
| 京進ランゲージアカデミー新宿校 | 東京都 | | | | |
| 京進ランゲージアカデミーＤＢＣ校 | 東京都 | | | | |
| ［略］ | ［略］ | | ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | | | | |
| ［略］ | ［略］ | | ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | | | | |
| ［略］ | ［略］ | | ［略］ | ［略］ | |
| ［項を削る。］ | | | | | |
| 京進ランゲージアカデミー新宿校 | 東京都 | | 京進ランゲージアカデミー新宿校 | 東京都 | |
| ［項を加える。］ | | | ［項を加える。］ | | |
| ［同上］ | ［同上］ | | ダイナミックビジネスカレッジ | 東京都 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | 東京日本橋外語学院 | 東京都 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | 沖縄アカデミー専門学校 | 沖縄県 | |
| ［同上］ | ［同上］ | | ［項を加える。］ | | |

**別表第三**

| 名称 | 所在地 | | 名称 | 所在地 | |
|---|---|---|---|---|---|
| ［略］ | ［略］ | | ［同上］ | ［同上］ | |
| 理知の杜日本語学校東京校 | 東京都 | | 理知の杜日本語学校東京校 | 東京都 | |
| 東京日本橋外語学院 | 東京都 | | ［項を加える。］ | | |
| ［略］ | ［略］ | | ［同上］ | ［同上］ | |
| 南西日本語学校豊見城校 | 沖縄県 | | 南西日本語学校豊見城校 | 沖縄県 | |
| 沖縄アカデミー専門学校 | 沖縄県 | | ［項を加える。］ | | |

備考　表中の［　］は注記である。

**○外務省告示第百七十九号**

令和五年十月二十五日にアンティグオ・クスカトランで行われた人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の交換公文（令和六年二月一日付け外務省告示第三十二号）に関し、日本国政府は、その効力発生のための国内手続を完了した旨のエルサルバドル共和国政府からの書面による通告を令和六年一月二十六日に受領した。よって、同交換公文は、その規定に従い、同日に効力を生じた。

令和七年五月十三日

外務大臣　岩屋　毅

**○外務省告示第百八十号**

令和七年四月十日にアブジャで、アブジャにおける起業家支援施設整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がナイジェリア連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　アブジャにおける起業家支援施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十六億三千四百万円

3　贈与の供与期限　令和十三年十二月三十一日